

5. 基本方針案

これらの調査結果及び研究会での議論を踏まえて、本研究会としての基本方針案を以下に示す。

消費者教育ポータルサイト基本方針案

1. 背景

消費者が安全で安心できる消費生活を実現するため、消費者保護基本法が改正され、平成16年6月に消費者基本法が制定された。

消費者基本法には、消費者政策の基本理念として、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」が規定されている。

同法を受け策定された「消費者基本計画」（平成17年4月8日閣議決定）では、消費者が、学校、地域、職場、家庭など様々な場所で、生涯を通じて消費者教育を受けられる機会の充実を図ることが必要とされている。

現在、消費者教育の教材は、さまざまな機関や消費者教育の専門家が作成しているが、学校において教諭や学校関係者、社会教育施設等で講師が消費者教育を実際に行おうとするときに、どのようなものが、どこにあるのかわからない、あるいは入手が困難であるという事情がある。その一方で、優れた教材の存在が知られていないために、活用されていないという傾向もある。

また、消費者教育の担い手や一般消費者は、緊要な消費者トラブルに対して、適切な対処方法、その根拠となる法令等について、常に新しい情報を入手できる仕組みが必要である。こうしたことから、消費者教育の基盤整備の一つとして、最新の情報を広く提供できるインターネットを活用した支援が有効であると考えられる。そこで、消費者教育の教材等を広く収集して整理し、消費者教育を行う者または受けようとする者が消費者教育の全領域にわたり、必要な教材を適切に検索・選択して、利用することのできるポータルサイトを構築することが必要であることから、消費者教育ポータルサイト基本方針案をまとめた。

2. 対象領域

消費者教育ポータルサイトが対象とする領域は、「消費者教育体系化のための調査研究（平成17年度調査）」において分類した、「安全」、「契約・取引」、「情報」および「環境」とする。また、発達段階別の教育内容についても体系化の観点を踏まえ、「幼児期」、「児童期（小学生）」、「少年期（中学・高校生）」および「成人期（高齢期を含む）」、即ち全てのライフステージにおける教育内容を対象とする。

3. 利用対象者

現在、消費者教育の担い手は、学校、地域、職場等において教育を行う講師、教諭および専門家（消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント）等が中心であるが、今後高齢化や少子化が進んでいく社会の中で、消費者教育は地域や家庭に

において一層推進されることが求められる。したがって、講師、教諭、専門家のみならず、これまで消費者教育を専門に行ってはいないが、今後消費者教育を地域で実践していこうとする市民講師や地域の住民との関わりがある者（民生委員、ヘルパー、介護福祉士、社会教育施設の職員、町内会や自治会の役員）が、正しい知識、最新の情報を身に付け、日ごろの活動の中で、消費者教育の担い手を兼ねていくことが期待される。また、‘情報’や‘環境’など専門性の高い分野については、弁理士、NPO・NGO 団体、環境カウンセラー等の専門家が一般消費者はもとより消費者教育の担い手として期待される者への教育を行っていくことも望まれる。

そこで、消費者教育ポータルサイトの利用対象者としては、教諭や学校関係者から上記のような今後消費者教育の担い手として期待される者、さらには、個人で学習したい者まで広く想定する。

以上のことから消費者教育ポータルサイトの利用対象者は、以下のようになる。

- ① 消費者教育を担う講師や学校の教諭、専門家（消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント）等
- ② 消費者教育の教材等を作成している各種行政機関、消費者団体、事業者および事業者団体、法曹団体、地域の消費者教育の担当者
- ③ 地域の住民との関わりがある者（民生委員、ヘルパー、介護福祉士、社会教育施設の職員、町内会や自治会の役員）や市民講師
- ④ 消費者教育について正しい知識を学ぼうとする者

4. 提供する情報

提供する教材等は、内閣府独自で作成する教材および、6. に示す団体等から教材自体とそれに関連する情報を収集・審査して提供するものとする。教材自体の提供が得られない場合や教材が有料なもの等は、提供先にリンクを貼ることにより教材自体の提供あるいは教材の入手方法が分かるものとする。

運用開始時点における消費者教育ポータルサイトでは、6. に示す団体等からの提供に基づき以下の情報を提供することとする。

- ①教材自体とそれに関連する情報
- ②消費者教育に関する基礎的な情報
- ③利用者からの要望等の情報
- ④消費者教育に関するイベント等の情報

(1) 教材自体とそれに関連する情報

①教材自体とそれに関連する情報の種類

具体的な教材の提供情報としては、教材自体とそれに関連する情報がある。

消費者教育の教材は、教科書・小冊子・リーフレット等の印刷教材、ビデオ等の視聴覚教材、e-Learning や紙芝居・すごろく等の遊びながら学べる教材等、さまざまな形態で提供されている。消費者教育ポータルサイトにおいては、これらの教材を提供する際

に以下の点を配慮するものとする。

- a. 印刷教材は、パソコンの一般的なソフトウェアで閲覧できるとともに、利用者が自由に印刷できるものとする。
- b. 視聴覚教材は、可能な限りパソコン上の一般的なソフトウェアで閲覧できるものとする。権利処理の都合等により、Web上で公開できないものについては、教材の閲覧や入手の方法を提供する。
- c. デジタル教材は、パソコン上の一般的なソフトウェアで利用できるものとする。特別なソフトウェアを必要とする場合は、そのソフトウェアの入手方法を示す。

また、消費者教育ポータルサイトでは、利用者が教材を選ぶ際の参考となる情報として、以下の項目を中心とした教材関連情報を提供するものとする。

- a. 一般的な情報（タイトル、概要、キーワード等）
- b. 教育的な情報（情報の種類 [指導案、実践事例、事例集、用語集等]、想定利用者 [学習者、指導者、教材作成者等]、対象「幼児期、児童期、少年期、成人期」等）
- c. 技術的な情報（提供場所 [URL]、電子媒体の種類 [ワープロ文書形式、講義・講演（スライド）形式、動画（ビデオ）形式等]、ファイルサイズ、再生時間、動作条件等）
- d. 権利に関する情報（価格、著作権の帰属等）
- e. 制作年月日等に関する情報（制作年月日、公開年月日、有効期間等）

（２）消費者教育に関する基礎的な情報

消費者教育に係る法律や法改正に伴う社会システムの変化や新たに発生した問題等に迅速に対応するためには、それらの変化を十分に理解する必要がある。そのため、消費者教育ポータルサイトでは、法改正や法改正に基づく社会システムの変化についてわかりやすい情報提供を行う。

（３）利用者からの要望等の情報

利用者が教材を選ぶときの参考情報として、教材利用者から情報提供された、教材の利用情報（実践事例、教育効果、教材の評価など）を提供する。

（４）消費者教育に関するイベント等の情報

消費者教育に関連するシンポジウムやセミナーの開催案内等は主催者から告知されるが、関係者全体に広く伝わっていないことも想定され、教育機会が失われている可能性がある。そのため、主催者から提供されたイベント等の情報を掲載する。

5. 情報の検索方法

利用対象者が利用目的に応じて教材自体や関連する情報を得ようとする時に、利用目的をキーワードとして検索ができるようにすることが必要である。また、学習目標に応じた

教材を探すためには、消費者教育の体系に基づく検索方法により情報が得られることが必要である。

したがって教材・情報の検索方法は、利用目的に応じたキーワード（対象者や対象領域や制作年月日等）による検索や消費者教育の体系に基づく検索ができるものとする。

6. 情報の入手

消費者教育ポータルサイトに掲載する情報は、以下から入手するものとする。

- ①内閣府，各種行政機関
- ②地方公共団体，独立行政法人国民生活センター，消費生活センター
- ③消費者団体，事業者及び事業者団体，法曹団体等

教材等の情報の入手については、内閣府が各種行政機関及び地方公共団体等に提供依頼をして行うものとする。また、当該団体等からの自発的な提供によるものとする。

7. 情報と要望等の収集

利用者からの情報の収集は、他の利用者への参考とするために、教材等や利用した教材の教育効果等に関する意見、教材の紹介等に関する意見の書込みが行えるようにする。利用した教材の評価についても、利用者からの意見の書込みや教材の評価に関する簡易なアンケートに回答できるようにする。

消費者教育ポータルサイトの利用方法や運用方法を改善していくために、消費者教育ポータルサイトの利用者からの要望・意見等を広く収集する。

また、消費者教育に関連するシンポジウムやセミナーの主催者からの開催案内等の情報の提供を受付ける。提供された情報の掲載については審査を行うものとする。

8. 提供情報の審査

(1) 教材の審査

提供された教材等は、以下の基準に基づき審査を行い掲載するか判断する。また、掲載するか否かの判断が難しい場合には、消費者教育の専門家等で構成する教材登録審査相談員の判断を仰ぎ、掲載するか否かの判断をする。

- ① 教育資料であること（中立公平で普遍的なもので、商業性を意図しないもの）
- ② 必要事項が明示されていること（目標，対象，作成者，作成時期，有償/無償等）
- ③ 内容・表現方法に教育的配慮がなされていること（宣伝・販売と思われる表現の禁止，記述の普遍性，差別表現の禁止，言葉の平易性，内容の整合性等）

(2) イベント等の情報の審査

イベント等の開催情報などは、以下の基準に基づき審査を行い掲載するか否かを判断する。

- ① 消費者教育に係る催しであること（中立公平で普遍的なもので、商業性を意図しないもの）
- ② 必要事項が明示されていること（目標，対象，主催者，開催日時，有償/無償等）

9. 運用について

運用は、内閣府の管理のもとサイトの運営やメンテナンスを行う担当者、登録申請された教材等の審査の相談をする専門家（教材登録審査相談員）で行うものとする。

(1) サイトの運営やメンテナンスを行う担当者の役割

サイトの運営やメンテナンスを行う担当者は、以下の事項の役割を持つものとする。

- ・教材等の提供の受付及び掲載するコンテンツを収集する
- ・審査済みの教材等を体系化された領域とライフステージに基づき整理・公開する
- ・収集した教材等の改定や更新状況を確認し、適切に対応する
また、リンクの変更等についても、適切に対応する
- ・消費者教育に関する最新情報を収集して掲載する
- ・利用者から他の利用者に向けて、あるいはサイトの管理者に向けての情報提供（教材の実践事例や良い教材等の紹介等）や意見等の書込みにおける誹謗中傷等を監視し、不適切な書込みがあれば削除するとともに、適切に対応する
- ・サイトの利用度を把握し、必要に応じて消費者教育ポータルサイトの広報等の利用促進を行う
- ・教材作成者に対して、教材の提供を依頼する
- ・教材を利用して講義等を行った実践事例の提供を依頼する

(2) 教材登録審査相談員の設置

教材登録審査相談員は、消費者教育の専門家等で構成する。担当者が審査基準に照らしても申請された教材等を掲載するか否かの判断が難しい場合には、教材登録審査相談員の判断を仰ぎ、掲載するか否かの判断を行う。

10. 広報について

内閣府は、各省庁等と協力し、消費者教育ポータルサイトについて地方公共団体、独立行政法人国民生活センターや消費生活センター、消費者団体、事業者及び事業者団体、法曹団体等に広く広報する。

また、内閣府は広く一般消費者に対しても適切な広報を行う。

以上

ポータルサイトのイメージについて

①【「消費者教育の体系」ページ】

消費者教育ポータルサイト

内閣府から

- 消費者とは
- 消費者教育とは
- ポータルサイトとは
- 消費者基本法
- 消費者基本計画

領域から

- 安全
- 契約・取引
- 情報
- 環境

ライフステージから

- 幼児期
- 児童期
- 少年期
- 成人期
- (高齢期)

更新情報・ニュース

2月1日 [〇〇に関する▲▲委員会が開催されました。](#)

1月15日 [〇〇県の教材を10件追加しました。](#)

12月20日 [「学ぶ」のコーナーの×××を更新しました。](#)

...

消費者教育の体系
教材を探す
学ぶ
教材を作る
参加する

消費者教育の理念:「自立した消費者」を目指して

	安全	契約・取引	情報	環境
幼児期	目標	目標	目標	目標
児童期	目標	目標	目標	目標
少年期	目標	目標	目標	目標
成人期 (高齢期)	目標	目標	目標	目標

ご意見・お問い合わせ
XXXX@YYYY.ZZ

②【「教材を探す」ページ】*教材の検索結果は、⑥【「教材の検索結果」ページ】に例を示す。

消費者教育ポータルサイト

内閣府から

- 消費者とは
- 消費者教育とは
- ポータルサイトとは
- 消費者基本法
- 消費者基本計画

領域から

- 安全
- 契約・取引
- 情報
- 環境

ライフステージから

- 幼児期
- 児童期
- 少年期
- 成人期
- (高齢期)

更新情報・ニュース

2月1日 [〇〇に関する▲▲委員会が開催されました。](#)

1月15日 [〇〇県の教材を10件追加しました。](#)

12月20日 [「学ぶ」のコーナーの×××を更新しました。](#)

...

消費者教育の体系
教材を探す
学ぶ
教材を作る
参加する

◆教材の検索

分野:

対象者:

作成年: ~

◆教材の評価

教材番号:

評価:

ご意見・お問い合わせ
XXXX@YYYY.ZZ

③ 【「学ぶ」 ページ】

消費者教育ポータルサイト

内閣府から

- 消費者とは
- 消費者教育とは
- ポータルサイトとは
- 消費者基本法
- 消費者基本計画

領域から

- 安全
- 契約・取引
- 情報
- 環境

ライフステージから

- 幼児期
- 児童期
- 少年期
- 成人期
- (高齢期)

更新情報・ニュース

2月1日 [〇〇に関する▲▲委員会が開催されました。](#)

1月15日 [〇〇県の教材を10件追加しました。](#)

12月20日 [「学ぶ」のコーナーの×××を更新しました。](#)

...

消費者教育の体系
教材を探す
学ぶ
教材を作る
参加する

I 我が国の消費者政策

1. 消費者問題の推移と消費者政策
2. 消費者政策の理念
3. 消費者基本法
4. 消費者政策の推進体制
5. 消費者基本計画の概要

II 消費者政策の具体的施策

1. 安全の確保
2. 選択の機会の確保
3. 必要な情報の提供
4. 消費者教育の推進
5. 消費者被害の救済
6. 経済社会の変化に応じた対応
7. 消費者団体の活動促進
8. 消費者支援関連事項

ご意見・お問い合わせ
XXXX@YYYY.ZZ

④ 【「教材を作る」 ページ】

消費者教育ポータルサイト

内閣府から

- 消費者とは
- 消費者教育とは
- ポータルサイトとは
- 消費者基本法
- 消費者基本計画

領域から

- 安全
- 契約・取引
- 情報
- 環境

ライフステージから

- 幼児期
- 児童期
- 少年期
- 成人期
- (高齢期)

更新情報・ニュース

2月1日 [〇〇に関する▲▲委員会が開催されました。](#)

1月15日 [〇〇県の教材を10件追加しました。](#)

12月20日 [「学ぶ」のコーナーの×××を更新しました。](#)

...

消費者教育の体系
教材を探す
学ぶ
教材を作る
参加する

消費者教育の情報源

<ul style="list-style-type: none"> ○内閣府 ○金融庁 ○総務省 ○法務省 ○文部科学省 ○厚生労働省 ○農林水産省 ○経済産業省 ○環境省 ○警察庁 ○国土交通省 ○公正取引委員会 ... 	<ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人 国民生活センター ○消費生活センター ○自治体 ○金融広報中央委員会 ...
---	--

ご意見・お問い合わせ
XXXX@YYYY.ZZ

⑤ 【「参加する」 ページ】

消費者教育ポータルサイト

更新情報・ニュース
 2月1日 [〇〇に関する▲▲委員会が開催されました。](#)
 1月15日 [〇〇県の教材を10件追加しました。](#)
 12月20日 [「学ぶ」のコーナーの×××を更新しました。](#)
 ...

内閣府から
 ■ 消費者とは
 ■ 消費者教育とは
 ■ ホームサイトとは
 ■ 消費者基本法
 ■ 消費者基本計画

領域から
 ■ 安全
 ■ 契約・取引
 ■ 情報
 ■ 環境

ライフステージから
 ■ 幼児期
 ■ 児童期
 ■ 少年期
 ■ 成人期
 ■ (高齢期)

消費者教育の体系 教材を探す 学ぶ 教材を作る 参加する

◆シンポジウムの開催
 ◆教材コンテストのお知らせ
 ◆消費者教育関連の学術団体から
 ◆わが街の消費者教育

ご意見・お問い合わせ
 XXXX@YYYY.ZZ

⑥ 【「教材の検索結果」 ページ】 *教材の検索結果は、②【教材を探す】の結果の例示である。

分野: 契約・取引、対象者: 成人期、作成年: 1999~2007の検索結果

番号	教材名	内容	作成年	媒体	作成者	実践事例	価格	評価
1	契約の基本	...	2002	WORD	内閣府	有	無償	★★★ ★★
2		クリックすると LOMカードへ						
3								

クリックすると
団体カードへ

あとがき

本報告書の結論である基本方針案は、消費者教育ポータルサイトの目的を明らかにし、保有すべき諸機能と運用方法に関する基本的考え方をとりまとめたものである。

いうまでもなく消費者教育の内容、重点は対象者と社会的諸情勢によって変化していくものである。したがって、ポータルサイトも一般論に限定した機能と運用では、十分な役割を果たしていくことはできない。教材提供者と教材利用者、およびポータルサイトの運用者が常に協力し十分な協議を行うネットワークによって、システムを改善していくことが望まれる。